

令和7年度第6回 京都府最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年8月18日（月）

午後3時00分～午後6時00分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都地方最低賃金審議会

令和7年度 第6回 京都府最低賃金専門部会

令和7年8月18日（月） 午後3時00分～6時00分まで

（京都労働局 6階会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

【全体審議】

○櫻井部会長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回京都府最低賃金専門部会を開催いたします。事務局から出席状況をご報告してください。

○川部賃金室長

この間はお盆の時期にもかかわらず、付帯決議のメールでのやり取りに応じていただきまして、皆さんどうもありがとうございました。

それでは、本日の出席状況について報告します。

公益代表委員は3名、労働者代表委員は2名、使用者代表委員の方は、現時点では2名ですが、沼田委員は午後3時30分ごろからご参加いただく予定になっております。現在合計7名の出席であり、本日の専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

また本日の議事は非公開ですが、議事録は作成するため議事録署名人を決めていただくようお願いいたします。

○櫻井部会長

本専門部会が成立していることを確認しました。本日の議事録署名人については、労使それぞれどなたにお願いできますか。

はい、労側は門野委員お願いします。使側は石垣委員お願いします。

では議事に入る前に、事務局から報告がありますのでお願いします。

○川部賃金室長

他府県の結審情報について審議の参考にしていただくために報告させていただきます。資料の方は、専門部会の委員限りということでよろしくようお願いいたします。

それでは、まず京都府の所属しておりますBランクの状況ですが、目安プラスの、上位から石川が目安＋7円、福井が目安＋6円、それから宮城・奈良・北海道・新潟が目安＋2円、兵庫・栃木・三重が目安プラス＋1円、滋賀と長野は目安額とい

う形になっています。

Aランクは、千葉の目安＋1円以外は東京・神奈川・埼玉のいずれも目安額となっています。

Cランクで結審したのは、鳥取の目安＋9円の1件のみとなっています。

発効日の関係ですが、発効日を指定日発効にしたのは、現時点では埼玉が令和7年11月1日、奈良が同年11月16日、三重が同年11月21日の3件のみとなっています。

以上になります。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございました。事務局のただいまのご説明について、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○櫻井部会長

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは議事に入ります。まず、部会長報告の付帯決議について議論させていただきます。

前回の専門部会で沼田委員の方からご提案いただきました案文に対して、公労使各委員からのご意見を踏まえまして、この間はお盆の期間でお休みの方もおられたと思うのですが、申し訳ありません。どうもありがとうございました。

沼田委員と深沢委員には修正執筆していただき、ありがとうございました。

各執筆者の修正内容を反映し、本日、お手元に配布されている付帯決議の内容について、事前にご確認いただいている内容とは思いますが、少し事務局から説明をお願いしますか。

○本間賃金室長補佐

では、ご説明させていただきます。まず私からも、皆様本当にありがとうございました。今、皆様のお手元には、京都最低賃金改正決定に関する報告書、上に(案)と書いてあるものが3種類あると思います。一つめは右上に「8月15日時点」として事前にお送りした案、これは今ご説明いただいた櫻井部会長、沼田委員、深沢委員から案をいただいて、それを取りまとめたものでございます。

二つめは右上に「櫻井部会長修正案」と書かれているものがあると思います。これは、今日の午前中にメールさせていただきましたが、櫻井部会長が先ほどの8月15日時点のものに修正を加えていただいたものを今お配りしております。

そして最後に、事前にメールでお送りする時間的余裕がなかったのですが、労働者側の大西幹子委員から、櫻井部会長の修正案のさらなる修正案をいただいております。これは右上に「労働者代表委員修正案」となっているものでございます。現時点で修正が入ったものは、この右上の労働者代表委員修正案が、最新となっております。よろしくお願いいたします。

○櫻井部会長

ご説明ありがとうございました。労働者代表委員修正案と右肩に書いてあるものが、私が「ここは削除した方がいいのではないか」と線を入れ、本当に薄くて見づらいブルーの文字になっているのが私の入れた修正です。そこに労働者代表委員が修正を加えられているのが、1ページ目の下から6行の青文字のところになります。さらに、3ページ目に緑色の字が三箇所あるのですが、「施行」なのか「発効」なのかというところと、その下の「地域」を消して「地方」となっているところ、そこが労働者側委員からご指摘いただいた修正ということになります。

まず、今この案でご意見をお伺いしてよろしいですか。

特にこの最初のページの下6行を付け加えられたところは、労働者側代表委員からの修正指摘なので、こちらは使用者委員にご覧いただいて、このように1番の本文を書き換えるということでご了承いただけるかどうかというところですが、これは少し時間を見て後で、ということではよろしいですか。

■石垣委員

そうですね。初めて見えています。

○櫻井部会長

では、そのようにさせていただきます。後ほどまた、個別協議が始まりましたら待ち時間も少しできるかと思いますし、沼田委員に確認いただかないといけないと思います。

後ろの方の緑色のところはよろしいですかね。これは「発効」の方が適切という判断でよろしいですか。これもまた後で合わせて確認させていただいていいですか。

それと「地域」を「地方」に書き換えるところです。先ほどは労使委員でこれをもう一度読み返して話をしていたのですが、少しご意見をいただきます。

○本間賃金室長補佐

おそらく個別協議で沼田委員も来られてからの方がいいかもしれません。

○櫻井部会長

では労働者側委員には、個別協議の時にお伝えしますか。

わかりました。個別協議のところで見直した方がいいのではないかというご指摘を、先ほどいただいたところですので、後でお伝えしようと思います。

では、こちらをご覧ください、また今日の会議の終わりの時になるべく文案を確定できたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では次の議事に進んでよろしいですか。

次に改正額および発効日について、時間の許す限り、個別協議で審議を進めたいと考えておりますが、進め方についてはよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議等なし。)

○櫻井部会長

ありがとうございます。

個別協議に入る前に、お盆の期間も挟まりましたので、ここまでの審議の到達点を確認しておきたいと思います。

まず、地賃の改正額に関わる最終段階の意見では、労働者側には消費者物価指数の京都市における食料の物価上昇率による 71 円。そして春闘の結果による 59 円、これは日経新聞の調査結果に基づいて使用者側もご意見の中で言及されていた数字です。この 59 円と先ほどの 71 円を合計しまして 1/2 をかけ、さらに端数の小数点以下を切り捨てて 64 円というところまで歩み寄っていただきました。

それから使用者側も、先ほどの経団連の春闘の結果に関しまして大手企業の賃上げ率が 5.51 パーセントであったことや、分布を見ると 5% から 5.5% で妥結したところが最も多かったこと、さらに 1,120 円まで引き上げた際の影響率に配意して、改正後の額が 1,119 円となる 61 円の引き上げ額というところまで歩み寄っていただきました。

これが引き上げ額に関する到達点であったと思います。

続きまして、発効日に関しましては、使用者側からは、「年収の壁による就労控えに対応することに加えて、給与の支払い事務、これに早急に対応しなくてはならないということになるので、その必要から給与の日割計算のことも考慮した切りの良い日付として、11 月 1 日が妥当である」というご意見をいただきました。

また、「この就労控えによる給与事務への対応や、それを遂行する事務処理という仕事は、担当している労働者にも影響が及ぶ問題なのだ」というご説明でした。

一方、労働者側からは、「最賃のセーフティネットとしての役割を考えると一日でも早い改定が必要である。生活者はその日その日が大変なのであって、主張は譲れない。「年収の壁」による就労控えや給与事務は京都に特化した問題ではなく、法定発効日を先延ばしにする理由にはならない」といったご意見をいただきました。

以上の到達点を踏まえまして、本日の個別協議では、さらに労使双方からご意見を伺っていきたいと思います。

これ以上議論の進展がないというふうには公益委員が判断した時点で、公益案を提示して、さらに意見を伺っていきたいと、今日は考えております。

このような進め方に関してはよろしいですか。まとめに関しても、もし何か誤りがありましたらご指摘ください。

■深沢委員

一つだけ、発効日に関しては、譲って譲っての11月1日である、ということは使用者側委員として改めてお伝えしておきます。本当は1月1日とか12月1日で、お願いしたいところです。頑張って譲ってそこまで、というところです。理由は、先ほどおっしゃっていただいたとおりです。

○櫻井部会長

はい、了解しました。

他にご意見はよろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、ただいまから専門部会を休会といたしまして、別室の方で個別協議に入りたいと思います。部屋のご案内をお願いいたします。

○川部賃金室長

では、本日の個別協議ですが、労働者側委員の皆さんは6階の小会議室で、使用者側委員の皆さんは7階の会議室で行いたいと思います。

公労協議から始めますので、使用者側の皆さんは、公労協議の間、申し訳ありませんが、7階会議室でお待ちいただいて、先ほど提出をさせていただいた付帯決議の修正案などを確認いただくなど、時間をお過ごしいただきたいと思います。

○櫻井部会長

それでは事務局の案内で労使各委員は各会議室の方にご移動をお願いいたします。

【個別協議】

【全体審議】 (個別協議が長引いたため、個別協議後の全体審議は行えず。)